

生活保護制度における医療扶助費の 地域差等に関する分析②

平成28年9月15日

厚生労働省社会・援護局

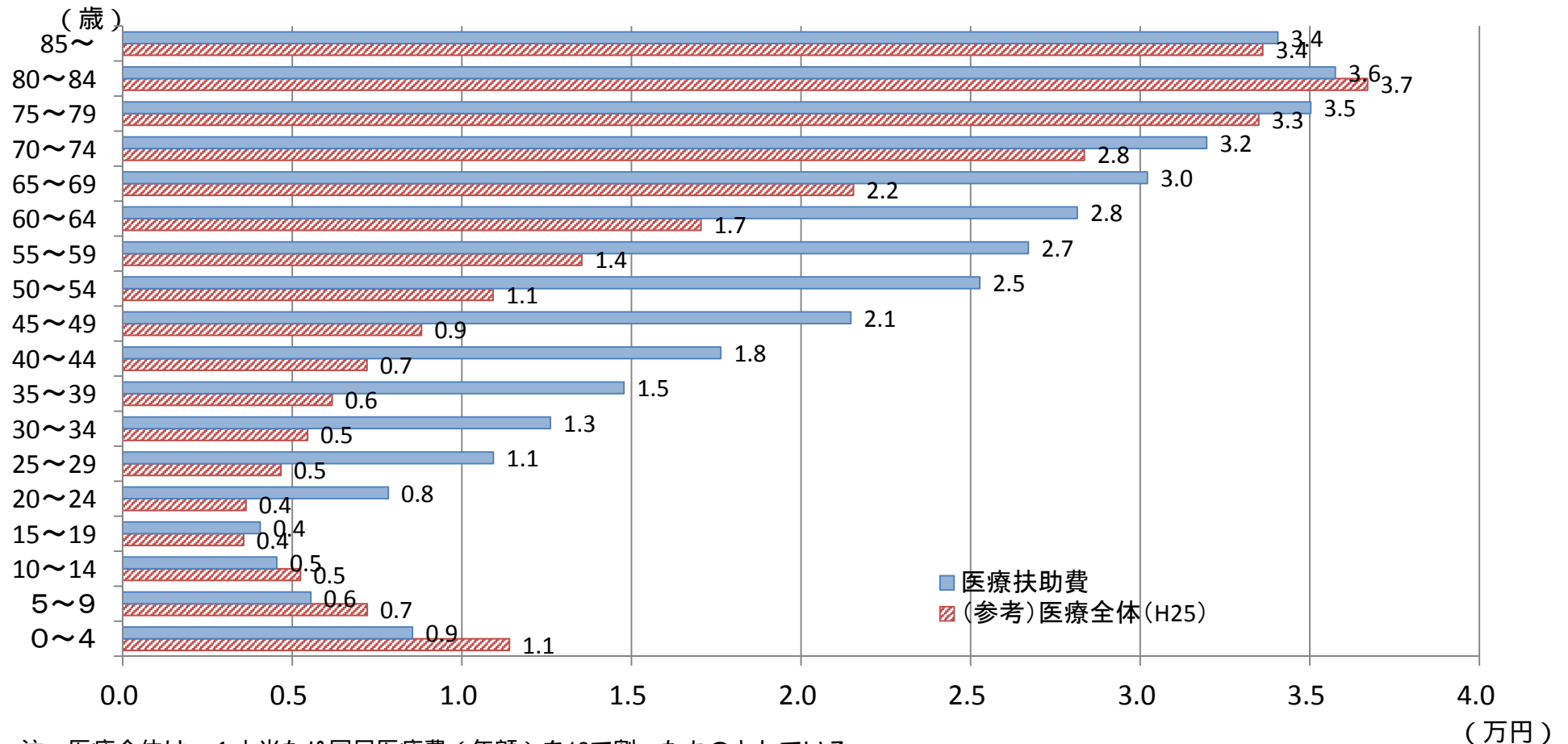
○ 目次

- 入院外及び調剤にかかる医療扶助費の動向
- 入院外における受診動向
- 後発医薬品の使用状況
- 第10回社会保障ワーキング・グループ(平成28年4月8日)における委員ご依頼事項
- 都道府県別、指定都市・中核市別 年齢調整後被保護者1人当たり医療扶助費

入院外及び調剤にかかる医療扶助費の動向

年齢階級別 被保護者1人当たり医療扶助費(入院外+調剤・月額) (平成26年6月審査分)

○ 年齢階級別に入院外+調剤に係る1人当たり医療扶助費(月額)をみると、20歳未満及び75歳以上については医療全体とほぼ同水準であるが、20歳以上75歳未満については医療全体よりも高い水準となっている。

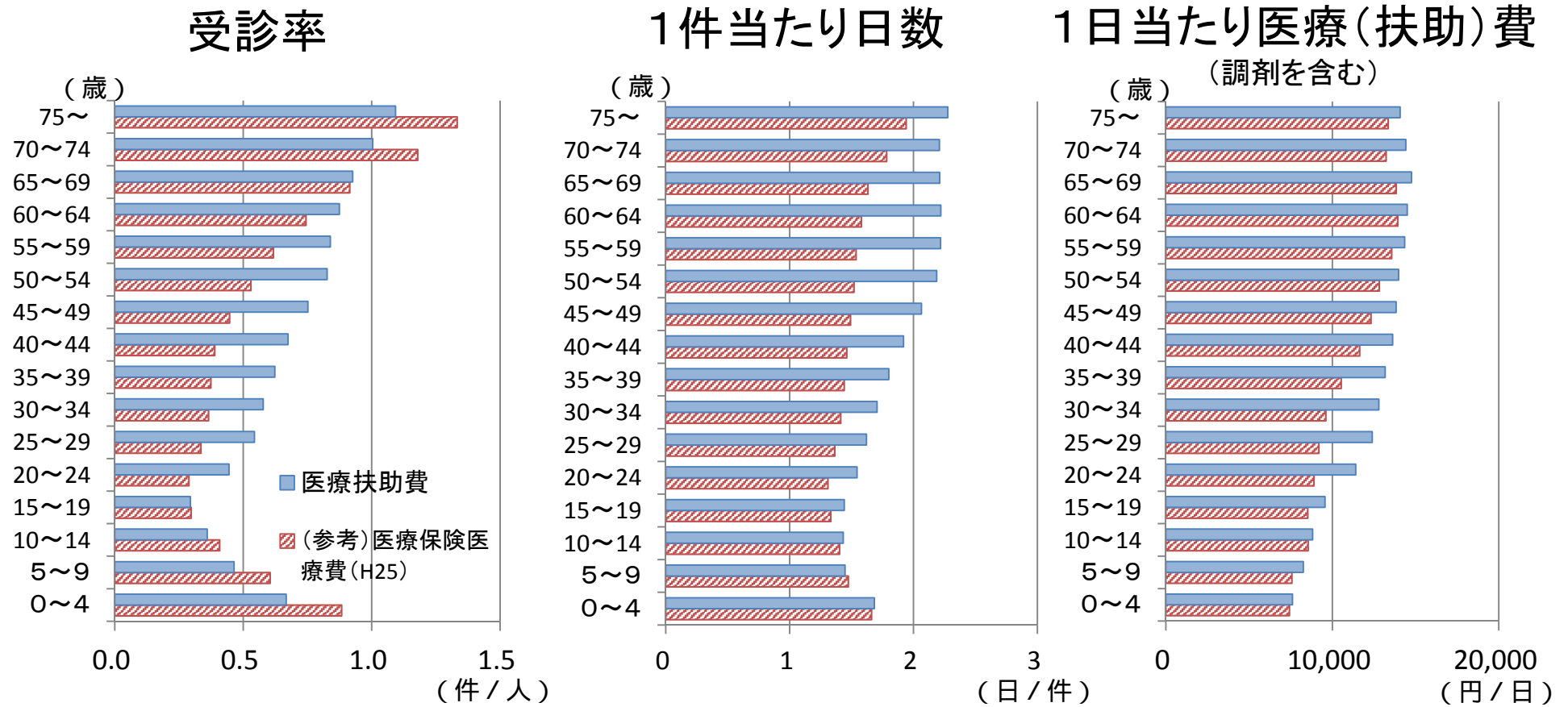


注：医療全体は、1人当たり国民医療費(年額)を12で割ったものとしている。

資料：第62回医療扶助実態調査(平成26年6月審査分)特別集計、平成26年度被保護者調査(年次調査)、平成25年度国民医療費

年齢階級別 被保護者1人当たり医療扶助費(月額) 三要素(入院外) (平成26年6月審査分)

○ 入院外+調剤に係る1人当たり医療扶助費(月額)を要素別に分解し、医療保険と比較すると、いずれの要素も医療扶助の方が概ね高い傾向にあるが、15歳未満及び70歳以上の受診率については、医療扶助の方が低くなっている。



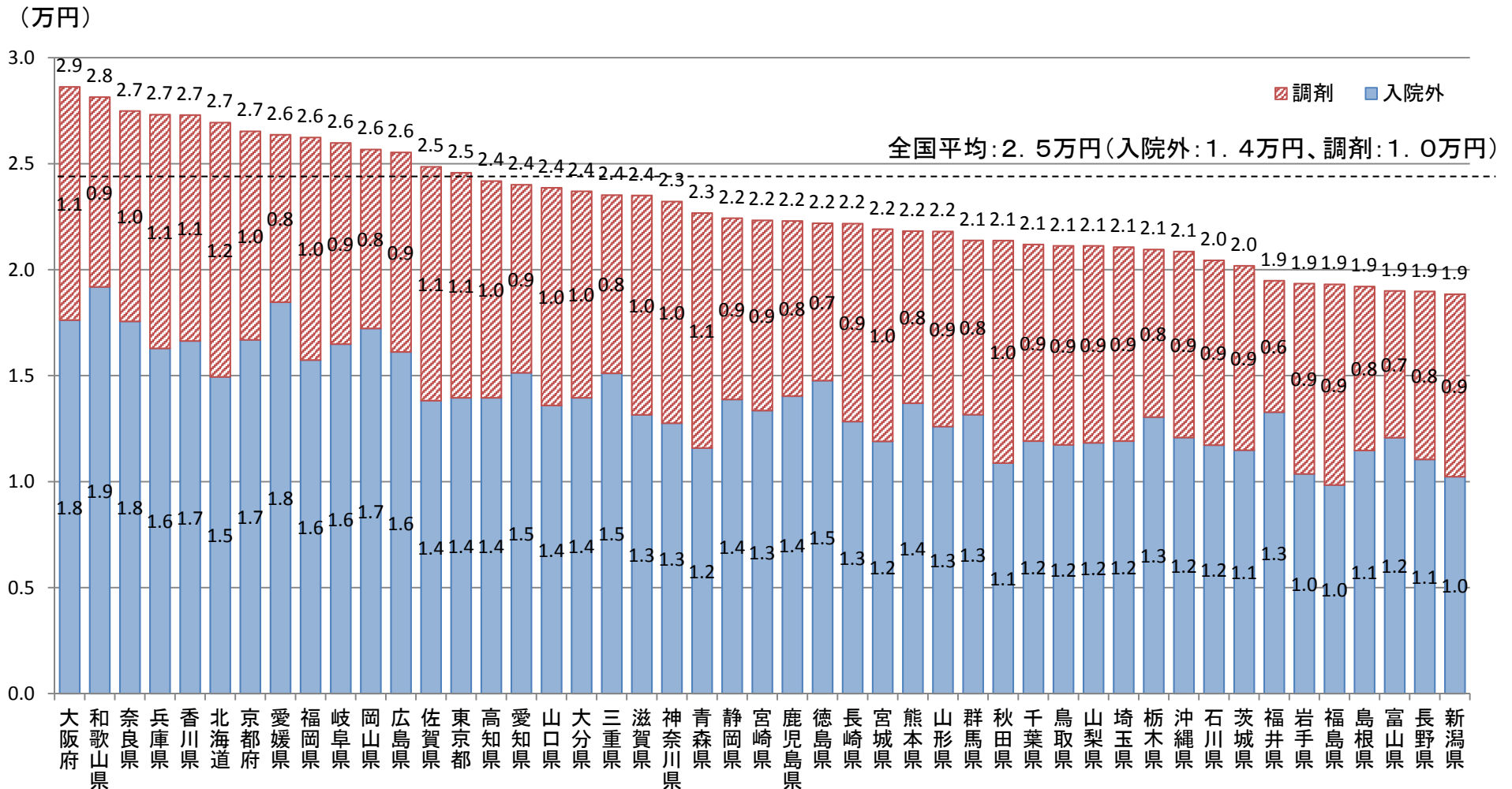
注1: 「受診率」とは、1ヶ月間における被保護者1人当たりのレセプト枚数(患者が利用した医療機関数の延べ数)を指す。なお、医療保険医療費の受診率は比較のため、年度ベースのものを12で割ったものとしている。

注2: 「1件当たり日数」とは、レセプト1枚当たりの医療機関を利用した日数を指す。

資料: 第62回医療扶助実態調査(平成26年6月審査分)特別集計、平成26年度被保護者調査(年次調査)、平成25年度医療保険に関する基礎資料

都道府県別 年齢調整後被保護者1人当たり医療扶助費(入院外+調剤・月額) (平成26年6月審査分)

○ 都道府県別の入院外+調剤にかかる被保護者1人当たり医療扶助費(月額)を性・年齢構成の違いを除いた形()で比較すると、最も高い県と低い県で約1.0万円の差がある。
各都道府県の性・年齢階級別 被保護者1人当たり医療扶助費(月額)と、全国の被保護者の性・年齢構成とで算出した仮想的な被保護者1人当たり医療扶助費(月額)。

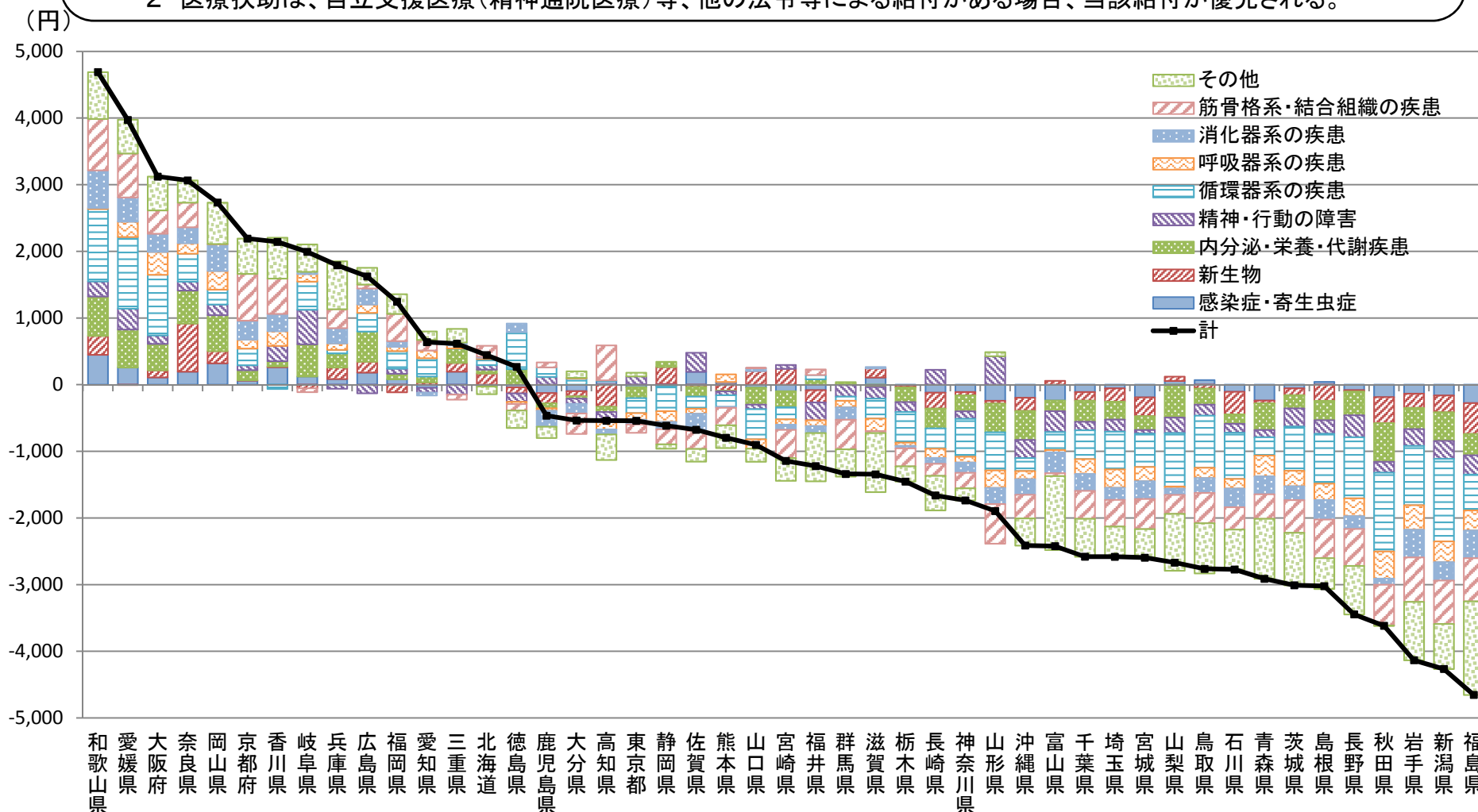


資料: 第62回医療扶助実態調査(平成26年6月審査分)特別集計、平成26年度被保護者調査(年次調査)

都道府県別 年齢調整後被保護者1人当たり医療扶助費(月額)の全国平均との差(入院外) (平成26年6月審査分)

○ 都道府県別に年齢調整後被保護者1人当たり医療扶助費(月額)の全国平均との差を主な傷病別にみると、「循環器系の疾患」、「内分泌・栄養・代謝疾患」および「筋骨格系・結合組織の疾患」による影響が比較的大きい。

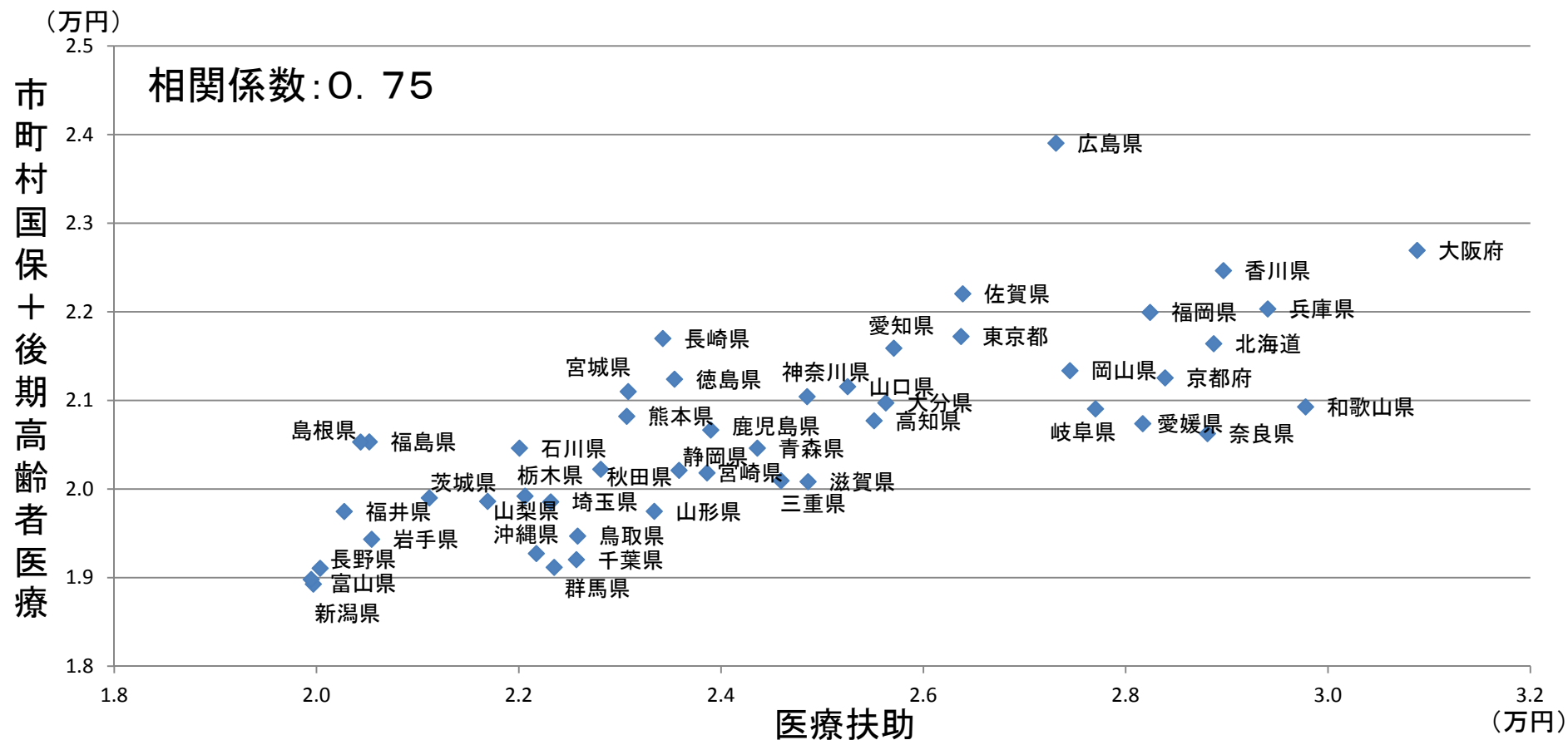
- 1 入院外に係る医療扶助費のみであり、調剤に係る分が含まれていないことに注意を要する。
- 2 医療扶助は、自立支援医療(精神通院医療)等、他の法令等による給付がある場合、当該給付が優先される。



資料：第62回医療扶助実態調査(平成26年6月審査分)特別集計、平成26年度被保護者調査(年次調査)

(参考)都道府県別 年齢調整後^(注1) 被保護者1人当たり医療扶助費 (入院外+調剤・月額) ～市町村国保+後期高齢者医療との比較～

○ 入院外+調剤に係る都道府県別の年齢調整後被保護者1人当たり医療扶助費(月額)と市町村国保+後期高齢者医療の加入者1人当たり医療費との相関係数をみると、0.75となっている。



注1: 年齢調整は、市町村国保+後期高齢者医療、医療扶助ともに市町村国保+後期の年齢構成を用いて行っている。

注2: 市町村国保+後期高齢者医療の値は年額を12で割ったものとしている。

資料: 第62回医療扶助実態調査(平成26年6月審査分)特別集計、平成26年度被保護者調査(年次調査)、第8回社会保障WG資料(平成28年3月23日)

入院外における受診動向

制度別 受診日数の分布状況(入院外)

- 医療扶助における入院外の月間の受診日数の分布をみると、外来受診者のうち、半数弱が受診日数1日となっている。
- また、入院外における受診日数の分布を制度別にみると、医療扶助については国民健康保険と後期高齢者の間の値をとっている。

入院外における月間の受診動向(平成27年6月審査分)

(万人)

		医療扶助		協会(一般) (平成27年3月)		組合健保 (平成27年3月)		国民健康保険 (平成27年3月)		後期高齢者医療 (平成27年3月)	
加入者数(a)		215.1		3,639.2		2,257.1		3,593.4		1,576.7	
受診日数	1日	59.9	44.7%	817.5	56.0%	499.9	56.1%	911.6	51.1%	449.6	35.1%
	2日	31.9	23.8%	336.1	23.0%	206.9	23.2%	415.2	23.3%	318.5	24.9%
	3日	15.4	11.5%	144.1	9.9%	88.6	9.9%	188.7	10.6%	177.2	13.8%
	4日	8.3	6.2%	69.1	4.7%	42.3	4.7%	95.3	5.3%	102.5	8.0%
	5日	4.9	3.7%	35.5	2.4%	21.4	2.4%	52.8	3.0%	63.8	5.0%
	6~10日	9.0	6.7%	44.6	3.1%	25.7	2.9%	80.3	4.5%	109.7	8.6%
	11~15日	2.9	2.1%	9.2	0.6%	4.5	0.5%	26.1	1.5%	38.4	3.0%
	16~20日	1.0	0.8%	2.3	0.2%	1.1	0.1%	7.5	0.4%	11.8	0.9%
	21~25日	0.5	0.4%	1.0	0.1%	0.4	0.0%	3.8	0.2%	6.4	0.5%
	26日~	0.2	0.1%	0.2	0.0%	0.1	0.0%	1.1	0.1%	2.6	0.2%
	総計(b)	134.0	100%	1,459.7	100%	890.9	100%	1,782.4	100%	1,280.4	100%
患者割合(b/a)		62.3%		40.1%		39.5%		49.6%		81.2%	
患者1人当たり受診日数		2.7日		2.0日		1.9日		2.3日		3.2日	

注1: 同一制度内の同一の者に係るレセプトを合計し、個人単位のデータにして集計したものである(「名寄せ」という。)

注2: 医療扶助における加入者数は平成27年5月時点の被保護者数(概数・停止中の者を除く)である。

資料: 第63回医療扶助実態調査(平成27年6月審査分)特別集計、平成27年度被保護者調査(月次調査)、平成26年度医療給付実態調査

制度別 受診医療機関数別患者割合（入院外）

- 外来で医療機関に受診した者の割合をみると、医療扶助は約6割となっており、国民健康保険よりは高く、後期高齢者医療よりは低くなっている。
- また、受診医療機関数別患者割合をみると、医療扶助は医療保険に比べ、受診医療機関が1件である者の割合が高くなっている。

受診した医療機関数別患者割合（入院外・平成27年6月審査分）

（単位：%）

	受診した医療機関数別受診者						受診 しなかった者
	総計	1件	2件	3件	4件	5件以上	
医療扶助	62.3 (100.0)	46.6 (74.8)	11.9 (19.0)	3.0 (4.8)	0.7 (1.1)	0.0 (0.3)	37.7
協会(一般) (平成27年3月)	46.9 (100.0)	31.9 (68.0)	11.2 (23.8)	3.0 (6.3)	0.7 (1.5)	0.2 (0.4)	53.1
組合健保 (平成27年3月)	46.3 (100.0)	31.3 (67.6)	11.1 (24.0)	3.0 (6.5)	0.7 (1.5)	0.2 (0.4)	53.7
国民健康保険 (平成27年3月)	56.6 (100.0)	34.7 (61.3)	15.1 (26.7)	5.0 (8.8)	1.4 (2.4)	0.5 (0.8)	43.4
後期高齢者医療 (平成27年3月)	86.8 (100.0)	41.4 (47.7)	27.5 (31.7)	12.1 (13.9)	4.2 (4.8)	1.7 (1.9)	13.2

注1：同一制度内の同一の者に係るレセプトを合計し、個人単位のデータにして集計したものである（「名寄せ」という。）。

注2：（ ）内の数値は、受診した者について受診した医療機関数の総計を100とした割合である。

注3：医療扶助における加入者数は平成27年5月時点の被保護者数（概数・停止中の者を除く）である。

資料：第63回医療扶助実態調査（平成27年6月審査分）特別集計、平成27年度被保護者調査（月次調査）、平成26年度医療給付実態調査

後発医薬品の使用状況

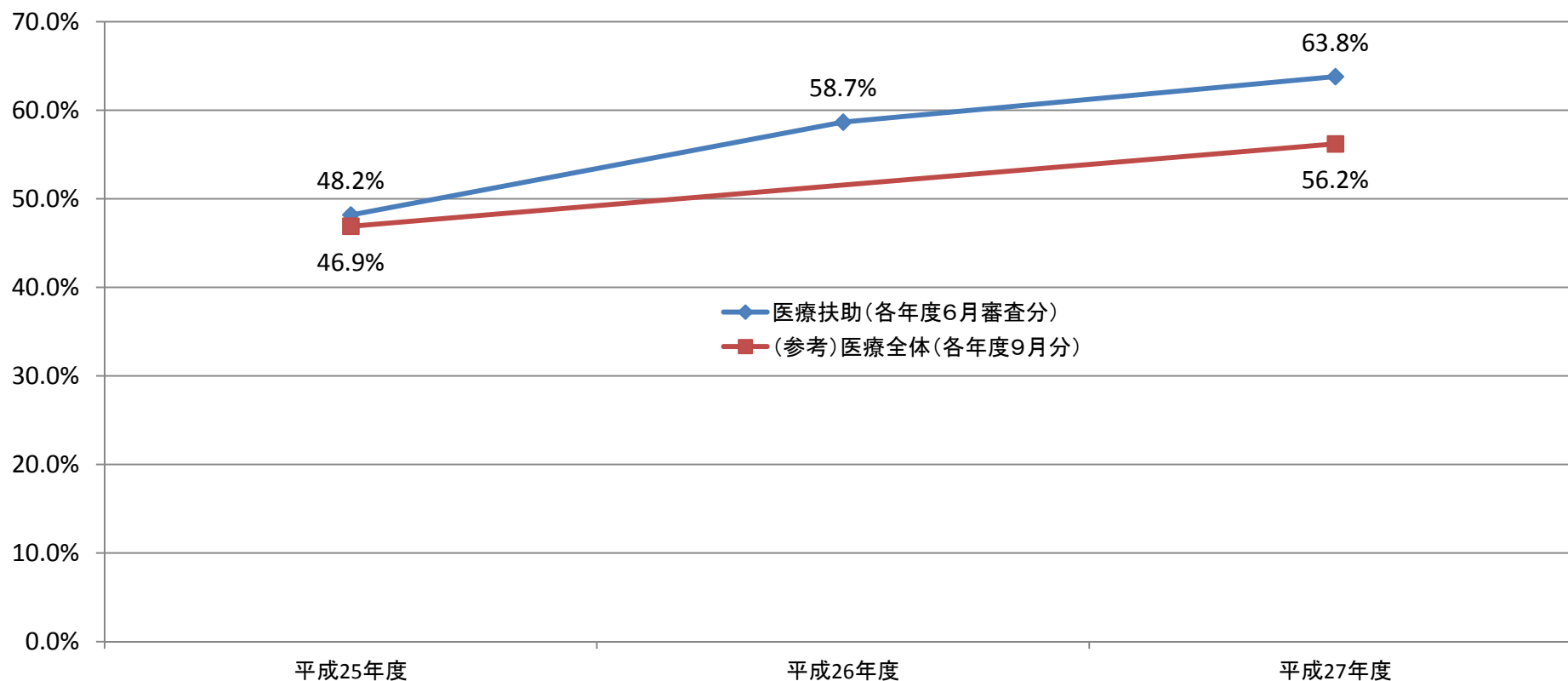
後発医薬品使用状況の年次推移

- 現在の指標となった平成25年度以降の後発医薬品の使用割合(数量ベース)をみると、平成27年6月審査分の医療扶助については63.8%となっている。

「経済・財政再生計画 改革行程表」(平成27年12月経済財政諮問会議決定)における生活保護受給者の後発医薬品の使用割合のKPIは、2017年央までに75%となっている。

- また、ベースが異なる(注1参照)ため、単純には比較できないものの、医療扶助の後発医薬品の使用割合は、医療全体よりも高くなっている。

後発医薬品使用割合(数量ベース)の年次推移



注1:後発医薬品使用割合については、医療扶助はレセプト上の請求内容に基づく使用割合である一方、医療全体については医薬品取引数量ベースの使用割合であることから、単純には比較できないことに注意を要する。

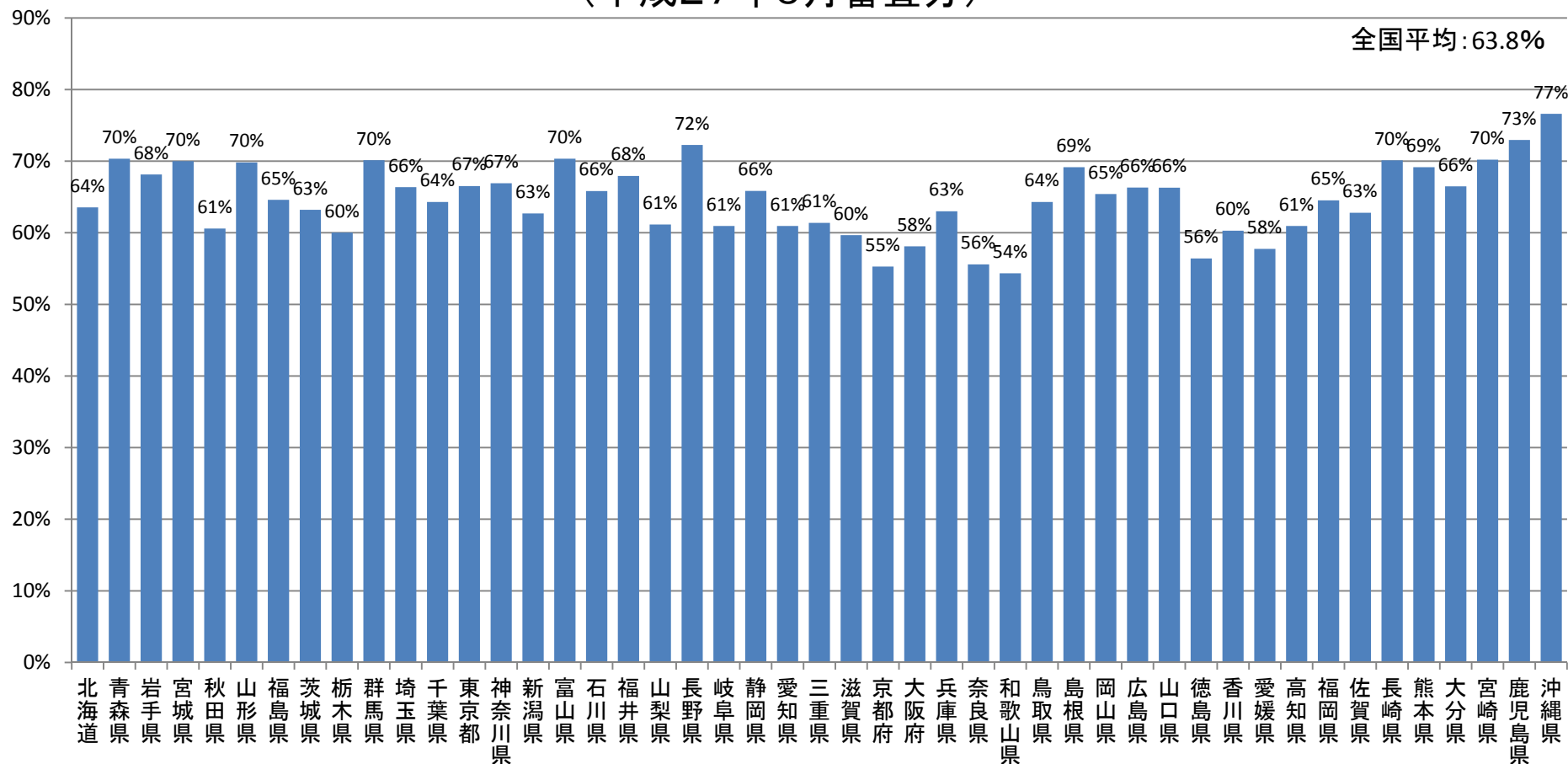
注2:後発医薬品使用割合は[後発医薬品の数量]÷([後発医薬品のある先発医薬品の数量]+[後発医薬品の数量])で算出している。

資料:医療扶助実態調査(各年6月審査分)、医薬品価格調査

医療扶助における後発医薬品使用状況の地域差

○ 医療扶助における後発医薬品使用割合(数量ベース)を都道府県別にみると、最も高い県と低い県との間には、約22%ポイントの差がある。

医療扶助における後発医薬品使用割合(数量ベース)の地域差 (平成27年6月審査分)

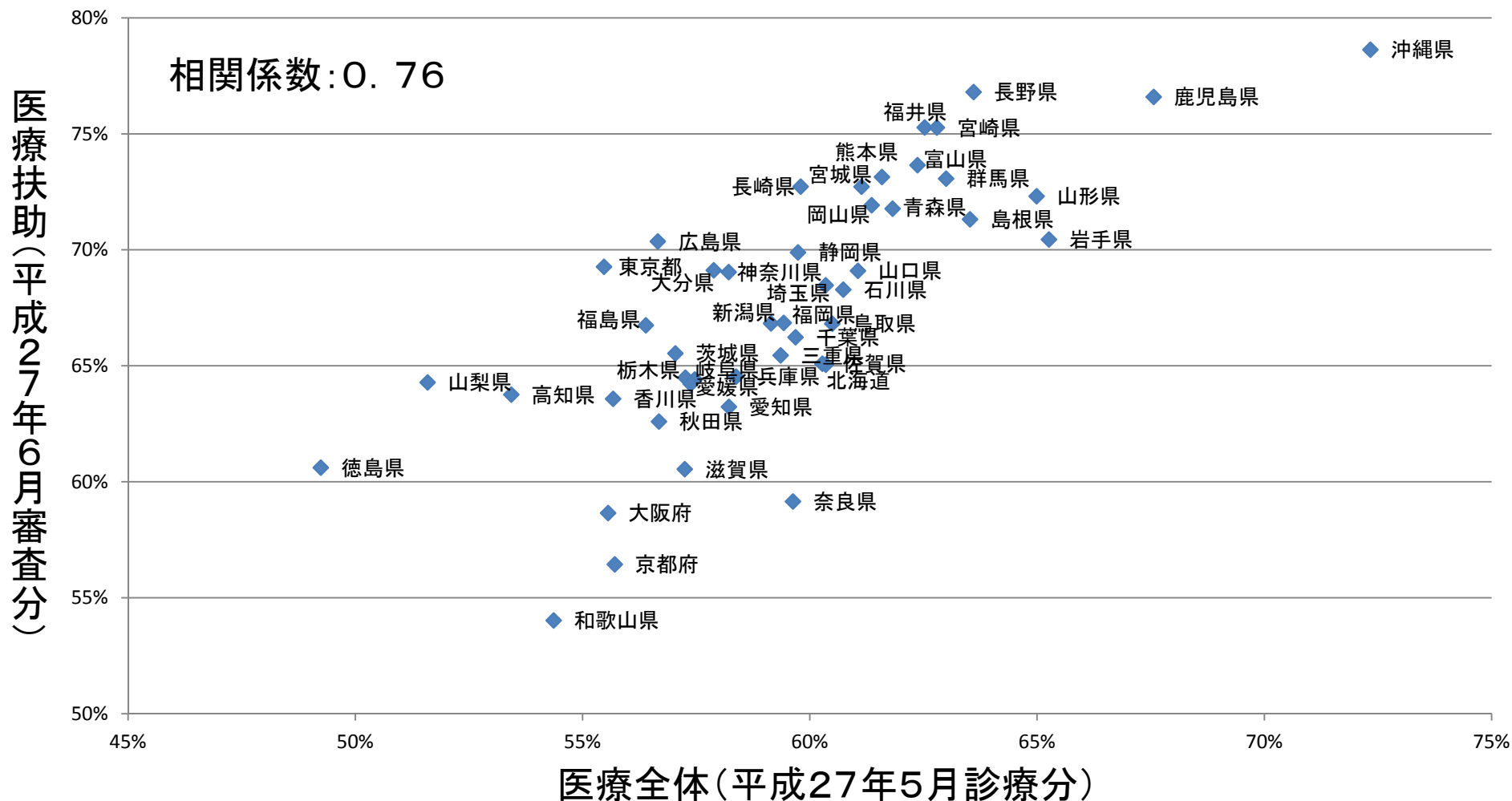


注: 後発医薬品使用割合は[後発医薬品の数量] / ([後発医薬品のある先発医薬品の数量] + [後発医薬品の数量]) で算出している。

資料: 医療扶助実態調査(平成27年6月審査分)

後発医薬品使用状況における医療扶助と医療保険との相関

○ 医療扶助と医療全体の後発医薬品の使用割合（調剤のみ・数量ベース）について、都道府県別の相関係数をみると、0.76となっている。



注：後発医薬品使用割合は[後発医薬品の数量]／（[後発医薬品のある先発医薬品の数量]＋[後発医薬品の数量]）で算出している。

資料：医療扶助実態調査（平成27年6月審査分）、調剤医療費（電算処理分）の動向